

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

■日時 令和4年7月22日（金）午前10時00分～午前11時05分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、
日下委員、玄委員、高橋委員、平林委員、廣江委員、宗方委員、森川委員、横田委員、
渡邊委員

■議事内容

1 諮問

「(仮称)今井土地区画整理事業」環境影響評価書案
⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (7 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業	令和4年6月22日
2 事後調査報告書	(仮称)三田三・四丁目地区第一種市街地再開発事業(工事の施行中)	令和4年6月3日

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会
速 記 録

令和4年7月22日（金）

Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○下間アセスメント担当課長 おはようございます。本日は御出席いただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名中 15 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより令和 4 年度第 4 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

○柳会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○下間アセスメント担当課長 傍聴人、入室されました。

○柳会長 ただいまから令和 4 年度東京都環境影響評価審議会第 4 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、諮問 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、早速ですが諮問に入ります。諮問案件について事務局から説明をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 はい。それでは、資料 1 を御覧ください。諮問文でございます。朗読いたします。

4 環総政第 264 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 4 年 7 月 22 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 538 号「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価書案

よろしくお願いいいたします。

○柳会長 「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会委員の皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

なお、本日は、事業者の方にも遠隔参加で出席していただいております。御準備ができましたら、御説明をお願いいいたします。

なお、遠隔の御参加でもありますので、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいいたします。

では、よろしくお願いいいたします。

○事業者 私、今井土地区画整理組合設立準備会の業務代行予定者の鹿島建設と申します。本日はよろしくお願いいいたします。

続きまして、出席者ですが、今回アセスメントを担当しております株式会社環境管理センターと申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、「(仮称) 今井土地区画整理事業」環境影響評価書案のうち、今回は対象事業の概要と環境影響評価項目の点検について御説明いたします。私は環境影響評価を担当しております環境管理センターです。よろしくお願いいいたします。

それではまず、評価書案の 1 ページを御覧ください。該当ページは画面上でも共有いたします。

事業者は今井土地区画整理組合設立準備会、事業の名称は(仮称) 今井土地区画整理事業でございます。計画地の位置は 12 ページを御覧ください。計画地は青梅市の東部地域、圏央道青梅インターチェンジ北側に隣接する地域であり、計画地南側には圏央道、西側には主要地方道瑞穂富岡線、通称岩蔵街道が南北に整備されております。

本事業は、東京都の「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」や、「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、青梅市の「青梅市総合長期計画」や「青梅市都市計画マスタープラン」といった長期計画に基づき、土地区画整理事業により流通業務施設用地、公園、緑地、都市計画道路等の整備を行うもので、面積は約 49.4ha を計画しております。

続きまして 13 ページを御覧ください。計画地の現況は、この指図のとおり、主に畑地となっており住宅等の建築物は立地しておりません。計画地周辺の東側は、同様に畑地が広がっており、北側から西側の一部の地域にかけて住居地域が分布し、西側には三ツ原工業団地が立地しております。

計画地内の標高は約 161m から 170m で、全体として起伏の少ない地形となっておりますが、計画地内北側に位置する市道幹 15 号線から北側の敷地境界に向かって標高が下がる斜面地となっており、道路との高低差は最大で約 8m となっております。

続きまして 16 ページを御覧ください。本事業の土地利用計画図になります。計画地内北側と中央部の濃い茶色の部分に、幅員 16m の都市計画道路を配置し、そこから接続する形で計画地内に区画道路を整備いたします。

これらの道路を骨格として水色の部分に流通業務施設用地を配置する計画です。また、計画地北側及び西側の敷地境界付近に 4 か所の公園、あと計画地内の 3 か所に緑地を配置し緑地は一部雨水の浸透施設も兼ねる計画です。

土地利用面積としては、流通業務施設用地が約 40.8ha と、計画地全体の 82.6% を占めます。公園緑地は 3.1ha、都市計画道路が約 2.2ha、区画道路等が約 3.1ha を計画しています。

19 ページをお願いいたします。これは 1 号公園の整備イメージになります。公園内には注目すべき植物群落であるコナラ群落が現存しており、高齢化がみられるコナラ林の更新伐も含めて、健全なコナラ群落として再生・維持管理を図るとともに、植栽による緑地環境を整備いたします。また、1 号緑地に隣接して配置し計画地内にまとまりを持った緑地環境を創出いたします。

20 ページをお願いいたします。これは 2 号公園の整備の位置です。1 号公園と隣接して配置して植栽による緑地環境を整備し、計画地内にまとまりを持った緑地環境を創出する計画です。

また、岩蔵街道西側の住居地域と流通業務施設用地との緩衝機能も持たせます。

16 ページに戻っていただきまして、計画地北側の 3 号、4 号公園は、農業公園としての機

能を有する公園を創出する計画です。

その他、流通業務施設用地には工事が完了した街区から、各進出企業により東京における自然の保護と回復に関する条例を考慮し、各敷地面積の 15%以上の緑化が施される計画です。

公園における植栽計画は 18 ページをお願いいたします。主な植栽樹種はこちらの表に記載しておりますとおり、潜在自然植生や、在来の構成種を選定していく計画です。

施工計画につきまして 21 ページをお願いいたします。

本事業は流通業務施設用地、公園、緑地、都市計画道路等の整備を行うものであり、本事業における工事期間はこの表に示すとおり、全体で 36 か月を計画しております。

なお、本事業の工事期間中に工事が完了した街区から、順次企業誘致の状況に応じて進出企業における建築工事が行われる予定です。

造成計画平面図は 23 ページをお願いいたします。黄色い部分が切土、薄いオレンジ色の部分が盛土となります。

造成計画断面図は 24、25 ページになります。最大掘削深度は、25 ページの上を示しておりますとおり、1号緑地内で約 7.4mを計画しております。

発生土量は、戻りまして 22 ページ下を御覧ください。計画地全体の発生土量は締固めによる土量変化率、粘性土 0.9 を見込んだ場合、約 208,080m³であり、盛土部への敷きならし等により、計画地内でバランスさせ、計画地外に搬出ししない計画です。

続いて 26 ページをお願いいたします。これは工事用車両の主な走行経路を示した図で、緑が圏央道、赤がその他の主要地方道や市道の走行経路となります。赤の破線は小型車のみの走行を計画しております。

次に供用の計画について 27 ページをお願いいたします。

本事業は先ほど説明しましたとおり、土地区画整備事業により流通業務施設用地、公園、緑地、都市計画道路等の整備を行うものであり、令和 7 年度（2025 年度）の竣工をもって本事業は完了となります。

本事業完了後の公共用地、公園、緑地、都市計画道路等につきましては、青梅市により維持管理が行われ、流通業務施設用地につきましては、本事業による工事が完了した街区から、順次企業誘致の状況に応じて各進出企業による建築工事が行われる計画です。

なお、本事業完了後の流通業務施設の供用時には、各進出企業の流通業務車両と通勤車両の発生が想定され、1日約 4,600 台の発生集中交通量、往復で 4,600 台が見込まれます。

これらの関連車両の主な走行経路は 28 ページにあります。関連車両は計画地内北側及び中央部を縦断する都市計画道路を走行し、計画地西側の岩蔵街道沿いに分布する住居地域からの離隔を図る計画です。

続きまして選定した環境影響評価項目について御説明いたします。34 ページを御覧ください。

環境影響要因と環境影響評価項目は調査計画書と同様であり、環境影響要因としましては、工事の施行中は造成工事等、建設機械の稼働、工事用車両の走行、工事の完了後は宅地及び公共用地の存在、関連車両の走行を抽出しました。

環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、廃棄物の 8 項目を選定しました。

なお、本事業は流通業務施設用地等の宅地と、公園、緑地、道路といった公共用地の整備を行うものであり、これらの竣工をもって本事業は完了いたします。

しかしながら、本事業完了後の流通業務施設の供用後には、各進出企業の流通業務施設から 1 日当たり約 4,600 台の発生集中交通量が想定されることから、関連車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動につきましても、環境影響評価の項目として選定しております。

また、本事業では、流通業務施設の建設は行いませんが、工事が完了した区画から各進出企業による建築物の立地が想定されることから、建築物等の出現に伴う景観につきましても、宅地及び公共用地の存在に含め環境影響評価の項目として選定しました。

選定しなかった項目とその理由は、37 ページを御覧ください。基本的には調査計画書に記した理由と同様に、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、日影、電波障害、風環境、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガスの 9 項目は選定しておりません。

そのうち地盤につきましては、知事意見を踏まえて既存資料及び現地調査によるボーリング調査結果から、計画地及び周辺地域の地層は約 G.L. -10m までがローム層、それ以深が砂礫層であることが確認されており、本事業による切土工事による最大深度は約 7.4m であることから、帯水層、砂礫層内の水脈は切断しないことを、選定しない理由として具体的に記載しております。

以上、(仮称)今井土地区画整理事業の環境影響評価書案の概要について、簡単に御説明させていただきました。ありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について御質問等はございますか。

具体的な審議は、今後の第一部会で行っていただきますが、本日の諮問にあたっては、ただいま事業者の御説明にあった、事業計画に関する内容、それから環境影響評価項目の選定・非選定理由などを中心に質疑をしていただければと思います。

どなたからでも結構ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、池本委員、どうぞ。

○池本委員 御説明ありがとうございました。

いくつか事業計画でお聞きしたいのですが、土壌の切土と盛土の関係の土量バランスの話をしていただきましたが、こちらは購入の持ち込み土ではないという理解でいいのかというのが1点です。

土量バランスでの造成レベルの決定なのか、もしくは何か、例えば近年だと水害の影響とかも考慮しながら造成レベルを決定することもありますので、どういった検討で造成レベルを設定したのかを教えてくださいました。

あともう一つは、今回この土地はかなり広い範囲で整備するのですが、調整池のようなものの設置は検討されていないのかというのを教えてくださいました。

以上2点です。よろしくお願いいたします。

○事業者 まず、土量バランスについて、持ち込み土量ではなくて切土から発生するものをベースに、締固めとかでバランスをとることを考えております。

調整池につきましても、調整池という形ではないのですが、16 ページになるのですが、事業計画の中でいいますと、1 号緑地、2 号緑地、3 号緑地、15 ページにございますが、(3) 給排水計画ですね。調整池ではないのですが、それぞれの3か所の緑地の中で浸透できるような貯留浸透施設というようなものを設けて対応していく考えです。

以上の答えでよろしかったでしょうか。

○池本委員 ありがとうございます。1 点目は、造成レベルの決定は土量バランスで決定されているのかというのを教えてくださいました。

2 点目は、雨水流出抑制施設で十分であるというのは、既に行政との協議済みという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 まず造成レベルに関しましては、周辺に道路が当然ありますので、道路高に合わせてすり合わせるような形を基本とはしております。

なるべく土の動かす量というか土量を減らすのがいいので、基本的には周辺道路との高さのすり付けというのが、第一の観点でございます。すり付け高さはそれです。

調整池絡みは、先ほど説明したように、今回、浸透処理ということで、地区内の水は全て地区内で処理するという指導になっていますので、浸透ますであったり、その調整池に浸透井戸を入れたり、基本的にはオール浸透させるということで、今は設計の方が進んでおります。これは各企業さんも同様でございます。

○池本委員 ありがとうございます。承知いたしました。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて平林委員、どうぞ。

○平林委員 先ほどと同じで、詳細に関しては部会でまた御説明いただければと思うのですが、やはりここは畑地のような、また水田のような使い方をしていたので、浸透だけではなくて、多分氾濫みたいなものを一時貯留するような機能も持っているような場所なので、浸透対策、都市の中で不浸透域が増えるので、それを浸透で対策するというので、もしかすると少し違うかもしれないと思っています。

質問についてですが、地盤に関して今回は選定しない項目に入っているのですが、こちらの矢端川の暗渠にもなっているところではあるのですが、流域というか取水域ということで、かなり伏流水と言いますか、水循環にかなり大きな地域なので、ここを全部造成すると周りの地盤も少し影響を受けるような気がしています。

それに関してこちらの理由に、地盤の安定と雨水流出抑制の対応等も書いていただいているので、ここまで書いていただいているのであれば、対策をしてアセス対象としてもよいかと思いました。

こちらに関してはもう少し御説明いただければと思います。

○事業者 はい、確かにおっしゃるとおり、地盤の選定しない理由というのはかなり細かく書くようにというような知事意見もございましたので、こちらに記載するような形で対応を取らせていただきましたが、内容としてはその項目に該当する内容も記載しているのかなと感じております。

ただ、結果としては、こちらで書いてあるような感じで、地下の水脈となり得るところを切らないということと、近くには軟弱地盤が分布しないというようなことで、結論としては選定しない理由ということで書かせていただきました。

○事業者 ちょっと補足させていただきます。

地盤と水循環の切り分けということで、我々としては水循環というのは、先生がおっしゃったように、現況の流出量に対して将来、流出量をどこまで抑えられるか、雨水流出量はと

というような観点でやっています。

地盤につきましては、あくまでも地盤沈下という観点で我々はこの項目を捉えておりますので、今説明したように軟弱地盤があるなし、地下水を切断してその枯渇によって地盤が沈む、沈まないというような、それとここ自体は下が随分N値の強い地盤になりますので、そういう意味で地盤の固さであるとか沈下であったり変形であるというところに、より焦点を当てています。水については、繰り返しますが、そういう越流であるとか、そういう水循環と捉えて展開するというのが、我々の考え方でございます。

○平林委員 ありがとうございます。周辺の地盤が変形する影響は非常に少ない見込みであるということですね。中で沈下が起こっても中で対処すると。分かりました。

○事業者 おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 第二部会の騒音・振動を担当しますので、部会での審議には直接は参加しないのですが、確認だけさせていただきたいと思います。

先ほどの池本委員の御質問にもあった、土砂はその中で処理をするというところで今進めています、そこが不確定要素であるならば、工事車両は最終的にトラック等が土を搬出するのに使用されるころまで想定されているか、その計画の妥当性というか、正確性ですね、その視点と、もう一つは、完成後の予測台数というのはここに書いてあるのですが、これは関係企業の、入る企業によってかなり変動すると思うのですが、ここら辺の正確性というのはどこまで担保される今計画なのでしょうか。

その2点を教えていただきたいと思います。

○事業者 ありがとうございます。まず、工事用車両につきましては、先ほどの説明の繰返しになりますが、今回、土量が地区内でバランスをとるという設計で十分できておりますので、周辺をうろろうする工事用車両に関しましては、土量の搬出という車両は見込んでない形の工事計画になっております。1点目は以上でございます。

○事業者 2点目の供用時での発生する交通量の算定の件につきましては、具体的には資料編の1ページ以降に記載をさせていただいております。

発生集中交通量につきましては、今回の面積と物流センサスから原単位を持ってきて、大体年間の貨物量であったり、実働1日1車当たりの輸送トン量であったり、その辺の物流センサスと、自動車輸送統計年報、これらの既存文献をもとに、今回の事業の敷地面積を掛けて台数を出しているような形です。こちらは大型車です。

小型車は、2ページに書いてありますが、工業立地動向調査等を参考に、発生集中交通量を算出していったら、全体で大型車が3,300、小型車が1,300、合計4,600というふうに見込んでおります。

○事業者 ちょっと補足いたしますと、やはり今回の事業の特徴としては、我々は面整備、用地造成事業になりますので、やはりおっしゃるように、企業さんがどういう企業が入るかは分からないことになります。

そうしますと、物流系の、物流センサスであるとか、ある程度統計処理から面積なりを大きく掛けて、発生集中量を算出するというのが、現段階でできるベストな案として、事業者としては選定しているという状況でございます。

○廣江委員 ありがとうございます。そういう処理をせざるを得ないのは十分理解しておりますので、今分かる範囲で影響を正確に、あまり過小評価せずに、評価していただけるとありがたいです。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 横田委員、どうぞ。

○横田委員 18ページの公園、緑地計画についてお伺いしたいのですが、まず公園、緑地の面積を6.3%と出す根拠についてお伺いしたいというのが1点目です。

もう1つは、まとめ、連続性に考慮して配置するという観点で、18ページに書かれているのですが、現状の公園、どちらかという^{のりかた}と法肩の配置になっているのかなと思いますが、この^{たくぼんない}宅盤内であるとか、街路周辺などにおける連続性に対する配置の考慮というような観点での考え方についてお伺いしたいなど。街路樹空間などをどう考えていくかというあたりも、併せてお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○事業者 ありがとうございます。まず1つ目の公園の面積になります。

ここにつきましては公共用地になりますので、実際、青梅市さんが主管となり、この設計も主体となっております。

青梅市さんの公園計画では、法定よりは多い公園を入れるということで、この数値に落ち着いたところですが、区画整理事業になりますので、地権者さんの減歩を減らして公共用地を捻出するとか、多分複雑な過程がありまして、ギリギリと言いますか、努力範囲の公園の大きさになっているという解釈にはなると思います。

その辺は本日正確には言えませんので、青梅市さんに確認して、ここのボリュームの持ち方等はお答えさせていただきます。

それと、もう一つ御指摘があった、公園の連続性であるとか近接であるとか、いろいろ表現はあると思うのですが、今 13 ページあたり、航空写真で分かりづらいのですが、今唯一、計画地内は北側のところと敷地境界があるあたりにコナラと左にスギ林があります。

それ以外の計画地内の樹林というのは、樹園地であったり苗圃の跡地であったりというので、純粹には実は北側に薄い樹林帯があると。

今回、そこを中心にまずコアを一つ造ったのと、左の岩蔵街道沿いの縦に公園を入れることによって、近接と連続が唯一持たせられるように、ボリュームを全てそちらに寄せているというような考え方でございます。

やはり区画整理事業なので、繰り返しますが、大きな緑地をいきなり設けるといのは、各地権者さんの減歩に関わってきますので、やっぱり少ない面積でいかに配置を検討していくかというのが、今回公園のコンセプト等々にも繋がってきますので、本当はまとまりが一番いいですし、あと近接とか連続とか線とかいろいろ考え方はあるのですが、今回は、繰り返しますが、北側に唯一残るコナラを中心に緑をなるべく寄せたという考え方で、1号公園、2号公園を設けているというような考え方になっております。すみません、説明が長くなりました。

○横田委員 ありがとうございます。^{たくぼんない}宅盤内に関しては、敷地面積の15%以上を確保するように緑化をお願いするということで、この連続性の確保の仕方という、ネットワークの軸線になるようなコンセプトというのは、この土地区画整理の中で示されているということなのでしょうか。

○事業者 後々企業さんに誘致段階のお願いベースになると思うのですが、なるべく公共用地の樹林または街路樹のほうに寄せるとか、なるべくそういう民地さんの緑地もなるべく連続性を持つような形では、少し考えていけたらいいかなとは思っていますが、今の段階では何とも、ボリュームのことはまだ言えるのですが、配置のことまではということは、なかなか呼びかけるくらいのレベルになるのかなというのが、正直ベースでございます。本事業の限界と言いますでしょうか。

○横田委員 今後の部会の中でも、行政との協議の仕方とか少し議論させていただければと思います。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、齋藤第一部会長、お願いいたします。

○齋藤第一部会長 御説明ありがとうございました。

土壌汚染について1点確認をさせていただきたいのですが、このたび選定しなかったということで、しなかった理由のところの御説明も、これで結構かなと思うのですが、一応いつ頃から、古くからと言うところがいつ頃まで遡られているのかということと、周辺に土壌汚染が検出されたような、要措置区域であるとか、形質変更時要届出区域であるとか、そういった周辺の状況なんかもありましたら、少し情報を教えていただければと思います。

○事業者 1点目の古くからというのは、具体的な年代までは即答できる状態ではありません。申し訳ございません。長い間畑地として利用されているというところは変わらないと思っています。

あと周辺には要措置区域であったり、そういった指定を受けているのものはございません。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他に御発言がないようですので、これで終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、事業者の方は退室してください。

○下間アセスメント担当課長 事業者は退室されました。

○柳会長 それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 はい。受理関係について御報告いたします。

お手元の資料2を御覧ください。7月の受理報告でございます。

- ・環境影響評価調査計画書1件 「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」

- ・事後調査報告書1件

合計2件を受理しております。

以上です。

○柳会長 それでは、「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

なお、本日は、事業者の方にも遠隔参加で出席していただいております。御準備ができましたら、御説明をお願いいたします。

なお、遠隔の御参加でもありますので、説明される事業者の方は、冒頭で自己紹介をして

いただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○事業者 東京都都市整備局と申します。よろしくをお願いいたします。

今回の事業につきましては都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業になります。都市計画として手続きを進めてまいりますので、都市計画が定めるものとして東京都都市整備局と、あと実際に事業を実施してまいります東京地下鉄株式会社が本日出席させていただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

私、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課と申します。よろしくをお願いいたします。

あと、東京地下鉄株式会社も出席しております。

○事業者 東京地下鉄株式会社の改良建設部設計第2課と申します。よろしくをお願いいたします。それから、他4名参加しております。お願いいたします。

○事業者 それから、パシフィックコンサルタンツと申します。本日同席させていただいております。よろしくをお願いいたします。

○事業者 それでは、以上が自己紹介になりますので、続きまして、内容について御説明をさせていただきます。東京都より御説明いたします。

初めに、手元の桃色の冊子を御覧いただければと思います。1ページを御覧ください。事業者の名称になります。

事業者は東京地下鉄株式会社、環境影響評価の実施者は都市計画を定めるものとして東京都になります。対象事業の名称は、都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪建設事業。種類は鉄道の建設でございます。

続きまして、2ページ並びに3ページを御覧ください。対象事業の内容になります。

本事業は、都市高速鉄道7号線、通常、東京地下鉄南北線として運行している路線になりますが、白金二丁目にあります白金高輪駅で分岐をいたしまして、高輪四丁目の品川駅まで延伸するものになります。

事業延長は約2.8km、構造形式は全体で地下式となります。この事業を推進することによりまして、六本木等の都心部とリニア中央新幹線の始発駅ともなります品川駅や、同駅周辺地区とのアクセス利便性の向上が期待されるものになります。

続きまして、7ページを御覧ください。事業計画の概要になります。

開削工法によりまして品川駅を施工してまいります。また、シールドの発進立坑も整備を

いたします。

品川駅からシールド工法を用いまして、シールドトンネルを構築し、白金高輪駅の今ある既設の折り返し部に接続させる計画としております。品川から白金高輪間には中間駅は設けない計画としております。なお、新設の駅の名称につきましては仮称となっております、今後、東京メトロで別途決定していく予定としております。

続きまして施設の計画になります。初めに9ページを御覧ください。

こちらの図が品川駅の断面図になります。箱型トンネルで幅が19mから22m、地上からトンネル上端までの深さは約9mとしております。

続いて、駅の中間部になります、シールドトンネルになります。直径が約10m、地上からトンネル上端までの深さが約11mから52mと計画しております。

続きまして10ページ、11ページを御覧ください。初めに線路施設になります。コンクリート道床に防振まくらぎを設置する計画としております。続いて排水施設につきましては、駅間に溜めますを設けまして、駅のポンプ室から公共下水道に排水する計画としております。また、駅で発生いたします汚水につきましては、汚水ポンプにより、同じく公共下水道に排水する計画としております。

続いてトンネルの換気になります。吸排気ともに機械換気方式で行う計画としてございます。

駅構内では非常換気口から外気を取り入れまして、駅構内各部に給気し、排気する計画としております。駅間におきましては駅間部の換気口から外気を取り入れまして、トンネル内に送風し、次駅端部の換気口より排出する縦流方式による行う予定にしております。

続いて変電施設になります。変電施設につきましては、品川駅の地上または地下に設置する計画としてございます。

続きまして12ページ13ページを御覧ください。工事年数になります。工事自体は全体で10年程度、準備期間を含めて11年を予定してございます。

トンネル工事につきましては開削工法及びシールド工法を用いて施工をしております。

開削工法につきましては、地表面から必要な深さまで掘り下げをいたしまして、構造物を構築した後、埋戻し復旧する工法になります。

シールド工法につきましては、シールドマシンを発進する立坑を品川駅に設置をしまして、そこから周辺の地盤を支持しながら掘削していく予定としております。掘削による発生土につきましては、シールドマシンの発進する立坑となる品川駅から搬出する予定としておりま

す。

これに用いる主な建設機械につきましては、開削工法ではバックホウやクレーン、杭打機等を計画しております。シールドトンネルではシールドと呼ばれるトンネル掘削機を計画しております。

工事用車両につきましては、発生する土砂を運搬するダンプトラック、建設機械及び資材運搬のトレーラーまたはトラック、コンクリートミキサー車等を計画しております。

工事用車両の走行ルートにつきましては、シールドトンネルの発進立坑が位置する国道15号を中心に、国道1号や目黒通り等の幹線道路を使用することを想定しています。

工事用車両台数につきましては、シールドトンネル工事の時期に最大となると予想しております。1日あたり380台、現況交通量に対する増加割合は最大で0.3%と想定しております。

続いて86ページを御覧ください。この事業における環境影響評価の項目になります。

選定しました項目は87ページ表7-1-1になります。環境影響要因と環境影響評価の項目との関係関連表に示すとおり、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、史跡・文化財、廃棄物の6項目になります。表の中央に環境影響評価の予測する事項が記載されてございます。

それぞれにつきまして、環境影響要因に記載した事項ごとに予測評価を行う必要があると見積もられる項目に、丸印をつけてございます。

続いて88ページ89ページを御覧ください。選定した項目及びその理由になります。

まず騒音・振動です。工事の施行中に建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、それと工事の完了後の鉄道振動を選定してございます。

工事用車両の走行に伴う騒音・振動につきましては、現況交通量に対する工事用車両の割合が小さいため、環境影響評価の項目として選定しておりません。

排気施設における騒音・振動につきましても、消音器を設置するなどの対策を講じていくことから、項目として設定しておりません。

低周波音につきましては、工事の施行中に一般に市街地の工事で使用される建設機械及び低騒音型の建設機械類を使用し、換気施設の送風機も低周波音を発生させない送風機を選定することから、環境影響評価の項目として選定しておりません。

続いて土壌汚染になります。土壌汚染につきましては、計画路線周辺に形質変更時要届出区域を含む敷地があり、開削工事を計画している区域等において、自然由来の土壌汚染が確認される可能性があることから、項目として選定しております。

続いて地盤になります。地盤につきましては工事の施行中、開削工事及びシールド工事に伴う地盤の変形、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下が生じる可能性があることと、工事の完了後、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下が生じる可能性があるため、環境影響評価の項目として選定しております。

水循環につきましても、地盤と同様の理由で環境影響評価の項目に選定してございます。

史跡・文化財につきましては、事業区間周辺に埋蔵文化財包蔵地等が存在することから、環境影響評価の項目として選定しております。

廃棄物につきましては、工事の施行中、建設廃棄物及び建設発生土が生じることから、環境影響評価の項目として選定しております。

続きまして90ページ91ページを御覧ください。選定しなかった項目及びその理由になります。

まず大気汚染につきましては、現況交通量に対する工事用車両の割合が小さいことや、建設機械の同時稼働数が少ないことから、周辺の環境に影響を及ぼす影響は少ないと考えております。

悪臭につきましては、悪臭の発生が問題となる環境影響要因はございません。

水質汚濁につきましては、工事の施行中に発生する排水は、計画路線の区域内で処理したのち、公共下水道に放流するため、水質汚濁に影響を及ぼす要因はありません。

必要に応じて地盤に薬液を注入する場合には、薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針及び東京都薬液注入工法暫定取扱指針等に基づき、設計施工管理していくことから、地下水の水質への影響は、小さいと考えております。

工事の完了後におきましては、駅等の施設から発生する雑排水は、公共下水道に排出排水することから、水質汚濁に係る影響はございません。

地形・地質につきましては、計画路線及びその周辺に特異な地形地質は存在しないことや、本事業に係る掘削工事や構造物の設置により、土地の安定性に影響を及ぼすような法面は発生いたしません。

また、生物・生態系につきましては、計画路線及びその周辺は既に市街化されており、動植物の生息、生育環境が少ないことから、生物・生態系に影響を及ぼす可能性は小さいと考えております。

続きまして日影、電波障害、風環境、景観につきましては、工事の完了後、排気施設一部の出入口を設置いたしますが、周辺の建物を上回ることはないことなどから、環境に影響を

及ぼす影響は小さいと考えております。

自然との触れ合い活動の場につきましては、計画路線周辺に公園等が存在いたしますが、直接的な改変は行いません。また、工事の施行中、散歩道、散策路となる歩道と、工事用車両の走行する車両は分離されており、工事車両の出入り口には交通誘導員を配置し、歩行者の妨げになることがないよう適切に交通誘導を図ることから、本事業による影響は小さいと考えております。

温室効果ガスにつきましては、建設機械の稼働により温室効果ガスの発生がありますが、限られた事業用地内での稼働で工事稼働台数は少ないことから、本事業による影響は小さいと考えられます。

工事用車両の走行による温室効果ガスにつきましては、現況交通量に対する工事用車両の割合が小さく、温室効果ガスの発生量に著しい影響を及ぼすことはないと考えています。

また、工事の完了後におきましては、鉄道はエネルギー効率がが高く、輸送あたりのCO₂排出量が最も小さい輸送機関であることから、環境影響評価の項目として選定しておりません。

以上のことが選定しなかった項目及びその理由になります。

雑駁ですが、調査計画書の概要に関する御説明になります。よろしく願いいたします。

○柳会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問等はございますか。

具体的な審議は、今後の第二部会で行っていただきますが、本日の受理報告にあたっては、ただいま事業者から説明がありました、事業計画に関する内容、環境影響評価項目の選定・非選定理由などを中心に質疑応答をしていただければと思います。

どなたからでも結構ですので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初に宮越第二部会長からお願いいたします。

○宮越第二部会長 よろしく願いいたします。

私から、62 ページと 64 ページ、あと 69 ページでの図で、環境に影響を及ぼすと予想される地域範囲というのが記載されているのですが、これが一体どのような環境に対してということなのか等の説明をお願いしたいなと思いました。また、根拠がありましたら簡単に御説明いただければと思いました。

複数の項目で、この図が使われていることと、この環境影響評価調査計画書においては、どの範囲を対象にするのかという極めて重要なところだと思いましたので、御質問させてい

いただきました。お願いします。

○事業者 分かりました、お答えをいたします。環境に影響を及ぼすと予想される地域につきましては、今回選定した項目の中で、一番影響が出るだろうと想定しておりますのが、水循環に対する影響を想定しています。

その影響について、計画路線の沿線の 150mぐらいが影響するだろうということで想定してございまして、その範囲に含まれる町丁目の範囲について予想される地域として選定してございます。

○宮越第二部会長 分かりました。形を見ると 150mというのは同じ距離とかそんな感じじゃないかなというふうに見えました。特異な形に見えました。

○事業者 150mに含まれる町丁目単位で拾った関係で、周辺に含まれる範囲が少し凸凹しているような感じになってございます。

○宮越第二部会長 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、続いて高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 よろしくお願いいたします。

質問ですが、88 ページの項目を選定した理由、選定しなかった理由というところがあって、騒音・振動の中で低周波音を選定しなかった理由として、その中に下から2行目に低周波音を発生させない送風機の選定と書いているのですが、発生させない送風機というのは言い過ぎだと思うので、「低周波音を発生させにくい送風機」のような書き方にさせていただくのがよろしいかと思います。

○事業者 はい、分かりました。

○高橋委員 その上で質問ですが、今回のルートを見ると、結構住宅地と考えられるようなところを走るルートになっていて、騒音に関しては慎重に考えたほうがいいと思うのですが、例えば、他の地下鉄のルートなどで換気口からの低周波音が問題になった事例があるのかなのかということも、もし把握されていたら教えていただければと思うのですが。

○事業者 基本的に影響が出たようなという報告は、今まであまり受けたことはございません。あと、今回のルートは品川から白金高輪の間の 2.8km になっていまして、中間部付近は、ご指摘のとおり、住宅地が主体となっているのですが、中間部付近には換気口等は設けない予定にしておりますので、あくまでも品川駅付近ですとか白金高輪駅近傍に今後計画していくというようにしておりますので、そういう状況もございます。

○高橋委員 分かりました。ではその辺は大丈夫だと思いますが、一応頭には入れておいて

いただければと思います。

○事業者 承知いたしました。

○柳会長 それでは、廣江委員、お願いいたします。

○廣江委員 御説明ありがとうございます。

高橋委員の質問に引き続き、音と振動についてお伺いしたいのですが、工事用車両の影響は配置数からすると非常に小さいということですが、シールド工法の残土というのは常に出てくるものなのでしょうか。

すなわち、聞きたいのは、工事用車両は昼だけの走行を想定して、台数を換算し、影響なしと判断されて、この計画がなされているのかという確認です。

詳細については部会で伺いいたしますので、その点だけ教えてください。

○事業者 一応、380 台出入りで想定しておりまして、基本は昼間を想定してございます。

○廣江委員 夜間は今のところ想定していないということで、昼への影響はないということですね。

残土ですので常に出てくるものを夜間も運ぶということになると、その夜間の交通量との関連性がありますので、そちらは部会で伺いたいと思います。

あと1点、先ほど変電設備が地上か地下か決まっていなくてのことですが、地上になった場合の影響というのは、音・振動が出てきますが、想定されているのでしょうか。

○事業者 変電施設ですが、調査計画書の中では地下もしくは地上で、この段階では記載させていただいておりましたが、その後検討の深度化を図っていきまして、今品川駅のこちらの左側でございます地下に設置していく方向で検討してございます。よろしく申し上げます。

○廣江委員 ありがとうございます。詳細はまた部会でよろしく申し上げます。

○柳会長 池本委員、お願いします。

○池本委員 ありがとうございます。第二部会で廃棄物担当しています。

この品川駅付近を条例アセス規模の事業が、今複数計画されていると思うのですが、例えば、私ができる中でも、道路計画が2本、それから街区ができる計画というのが認識されているのですが、そういったことを踏まえての検討をされているという理解でよろしいでしょうか。

○事業者 廃棄物につきましては、建設発生土等は、今回の地下鉄事業の廃棄物の想定になってございます。

○池本委員 失礼いたしました。廃棄物の担当ですが、今事業計画として、あと全体の調査計画書の作成にあたって、そういったことを踏まえているのかという観点でお答えいただくとありがたいのですが。

○事業者 基本的にはこちらの地下鉄事業を前提とした調査計画書になってございます。

○池本委員 承知しました。そうしますと、現在そのような計画で動いている他の事業は含まないで検討されているということで理解してよろしいですね。

○事業者 はい。

○池本委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○柳会長 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、他に御発言がないようですので質疑応答を終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室してください。

○事業者 ありがとうございます。

○下間アセスメント担当課長 事業者の方、退室されました。

それでは、受理報告を続けます。

6月受理報告に係る助言事項に関する事業者回答及び7月受理報告に係る助言事項共に、今回はございませんでした。よろしくお願ひいたします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、受理関係についてはこれで終わりにしたいと思います。

○柳会長 その他に何かございますでしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は「退出ボタン」を押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前11時05分閉会)